

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 藤田クリニック
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市桜町7番2号
- (3) 設立認可年月日 平成13年 8月27日
- (4) 設立登記年月日 平成13年 9月 5日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	藤田 晃	
理 事	藤田 有紀子	
同	藤田 啓暉	
監 事	山口 哲也	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	藤田クリニック	4210165199	長崎市桜町7番2号	一般病床13床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無し		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年11月24日 令和 5年度決算の決定

令和 6年11月24日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定

(7) そ の 他

法人名 医療法人 藤田クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎市桜町7番2号

貸 借 対 照 表

(令和 7年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	38,899	I 流 動 負 債	25,828
II 固 定 資 産	34,483	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	13,928	負 債 合 計	25,828
2 無 形 固 定 資 産	545	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,010	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	37,554
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	47,554
資 産 合 計	73,382	負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,382

法人名 医療法人 藤田クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎市桜町7番2号

損 益 計 算 書  
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	21,374
2 事業費用	26,040
本来業務事業損失	△ 4,666
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 4,666
II 事業外収益	216
III 事業外費用	0
經常損失	△ 4,450
IV 特別利益	0
V 特別損失	915
税引前当期純損失	△ 5,365
法人税等	71
当期損失	△ 5,436

様式 2

法人名 医療法人 藤田クリニック

所在地 長崎市桜町 7 番 2 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	73,382 千円
2. 負 債 額	25,828 千円
3. 純 資 産 額	47,554 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	38,899
B 固 定 資 産	34,483
C 資 産 合 計 (A+B)	73,382
D 負 債 合 計	25,828
E 純 資 産 (C-D)	47,554

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有, ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

## 監事監査報告書

医療法人 藤田クリニック  
理事長 藤田 晃 殿

私は、医療法人藤田クリニックの令和6年会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月25日

医療法人藤田クリニック  
監事 山口 哲也

